

秋田市告示第152号

次の国民健康保険税差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

富 樫 隼

秋田市旭南二丁目2番46号 リラフォート城町105

2 送達する書類

差押調書謄本および配当計算書